

図4 附則第4条第1項と第2項の関係

		本 意 匠	類 似 意 匠
意匠登録出願 拒絶査定 不服審判	係 属 中 施行後出願	附則第4条第1項 →なお従前の例 改正法による審査・査定	附則第4条第2項 →旧法が有効 廃止（出願却下処分）
意匠登録 無効審判 ／再審	係 属 中 施行後請求	附則第4条第1項 →なお従前の例 改正法による審判・審決	附則第4条第1項 →なお従前の例 附則第4条第2項 →旧法が有効

第1項は、附則第2条第1項と同一の規定である。すなわち、改正法の施行の際、イ) 現に特許庁に係属している意匠登録出願（但し今次改正で廃止される類似意匠の意匠登録出願を除く。）と、ロ) 現に特許庁に係属している意匠登録に係る審判・再審については、係属している最中に、適用規範を変更することは出願人・審判請求人にとり法的安定性の観点から好ましくない。

このため、これらの係属中の手続には、部分意匠制度の導入(第2条)、創作容易性水準の引き上げ(第3条第2項)、組物の意匠制度の要件変更(第8条)、先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱いの見直し(第9条)、無効審判における請求理由の補正制限(第52条で準用する特許法第131条)等の規定の適用については、改正法第3条の規定による改正前の意匠法の規定が引き続き適用され、判断が行われる旨を規定したものである。

具体的には、以下ようになる(図5・6参照)。

- ① この法律の施行の際に特許庁に係属している意匠登録出願（但し、類似意匠の意匠登録出願を除く。）については、その査定（審査の延長である拒絶査定不服審判も含む。）が確定するまでは、部分意匠の出願の可否、創作容易性水準、先後願の判断は改正前の意匠法の規定により判断される。
- ② この法律の施行の際に特許庁に係属している意匠登録に係る無効審判・再審（類似意匠の意匠登録に関するものも含む。）については、その審決が確定

するまでは、部分意匠の出願の可否、先後願等の登録要件に関する判断のほか、無効審判請求の理由の補正は制限されないなど、改正前の意匠法の規定により判断し、手続が進められることになる。

図5 改正法規の適用関係の原則

施行日 (11.1.1)

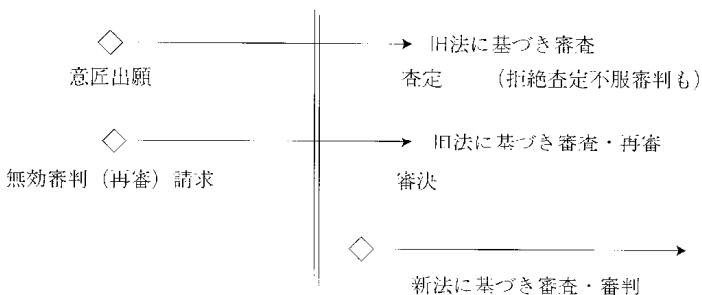
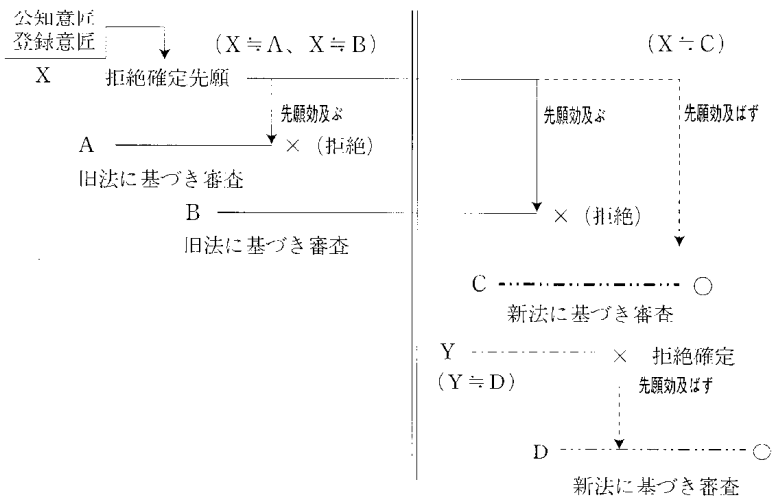


図6 拒絶確定出願の地位の見直しの適用関係

施行日 (11.1.1)



旧法下で出願された A・B は旧法に基づいて審査されるので、拒絶確定出願 X により拒絶される。改正法施行後の出願 C は、新法に基づいて審査されるので、拒絶先願を引例として拒絶されることはないので登録される。

第2項は、類似意匠制度の廃止に伴う経過措置の規定である。すなわち、類似意匠制度の廃止に伴い、類似意匠（旧第10条）、出願の変更（旧第12条）等の規定が改正法により削除されているが、イ）改正法の施行の際に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願、ロ）施行後に請求される類似意匠に係る登録（登録の効果＝確認的効力も含む）・無効審判・再審については、改正法の施行後であっても改正前の意匠法が効力を有することとされ、引き続き、適用される旨を規定したものである。

このため、特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願については、類似意匠（旧第10条）、出願の変更（旧第12条）等、改正前の意匠法が適用されて、審査されることとなる（図7参照）。

また、改正法の施行後に類似意匠が意匠登録される場合でも、改正前の意匠法の規定する登録料（旧第42条第2項）により8,500円で登録され、その登録の効果として類似意匠の意匠権は本意匠の意匠権に合体し（旧第22条）、本意匠の意匠権の範囲を確認するにとどまることとなる。さらに、類似意匠の意匠権の登録について改正法施行後に無効審判が請求する場合の根拠（旧第48条）、本意匠が無効審判によりなくなった場合の類似意匠の消滅（旧第49条第2項）についても、改正前の意匠法による（図8参照）。

図7 類似意匠の意匠登録出願についての適用関係

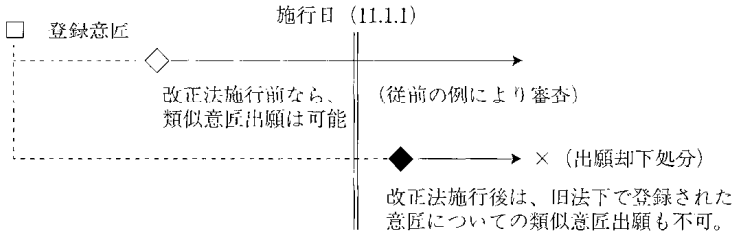
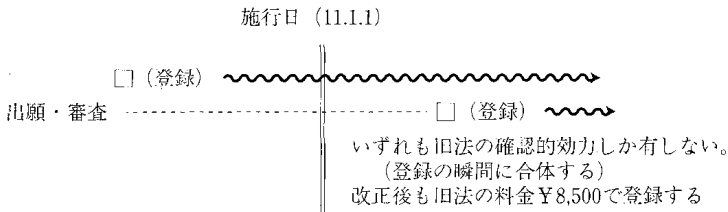


図8 類似意匠の効力・登録についての適用関係



第3項は、附則第2条第4項と同旨の規定であり、改正法の施行前にした意匠登録出願に係る無効の理由についての取扱いを定めるものである。

今回の法律改正においては、部分意匠制度の導入(第2条)、創作容易性水準の引き上げ(第3条第2項)、組物の意匠制度の要件変更(第8条)、先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱いの見直し(第9条)、関連意匠の創設と類似意匠の廃止(第10条)等の改正が行われている。

このため、改正法の施行後に新たに無効審判(本意匠、類似意匠の別を問わない。)が請求される場合に、施行前の出願に係る登録意匠(本意匠、類似意匠の別を問わない。)については、改正法第2条の規定による改正前の意匠法の規定に基づいて、無効の原因の有無が判断される旨を定めるものである。

なお、本項にいう「意匠登録出願に係る意匠登録の無効の理由」とは、拒絶理由・無効理由といった権利の成否に係わる要件・事由のことを意味するもの

であって、その出願・査定時の法律を基準として、意匠権の有効・無効の判断を行うべきとするものである。他方、特許法第131条（審判請求の方式）の改正により、改正法の施行後に新たに請求される無効審判における審判請求理由の補正について要旨変更が制限されることとなるが、これは審判手続の問題であることから無効審判の請求時期を基準として、改正法の施行前に審判請求が行われたものについては附則第1項の規定によって従前の例により審理が行われることとなる（補正制限はない。）。

② 第4条の規定による意匠法の改正

（第四条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、第四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、今回の改正法第4条の規定による国との共有に係る意匠権の登録料の減免についての意匠法の改正に係る経過措置を規定したものであり、その趣旨は、附則第2条第3項と同旨のものである。

(4) 商標法の改正についての経過措置

（商標法の改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第五十六条第一項において準用する新特許法第百三十一条第二項の規定は、この法律の施行後に請求される新商標法第四十六条第一項の審判に適用し、この法律の施行前に請求された第五条の規定による改正前の商標法第四十六条第一項の審判については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納

付すべきであった登録料については、新商標法第四十条第四項及び第五項（新商標法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、今回の改正法第5条の規定による商標法の改正に伴う経過措置を規定したものである。

商標法の改正内容の多くは条文について技術的な整理を行ったものであり、本条に規定されている無効審判における請求理由の要旨変更の制限及び国との共有に係る商標権についての登録料の納付以外の改正項については、特段の経過措置を設けることなく、改正法の施行日から適用される。

第1項は、商標登録無効審判における請求の要旨変更の制限の規定についての経過措置を定めるものである。

今回の法律改正においては、無効審判の審理促進を目的として、請求理由の要旨の変更が制限されることとなった（特許法第131条第2項の改正）。商標法においては、この特許法の規定を準用しており、商標権についての無効審判においても、同様の改正が行われたこととなる。

このため、改正法の施行後に新たに請求される商標登録無効審判について、新特許法第131条第2項が適用され、無効審判の請求理由について要旨変更が制限される旨を規定したものである。

第2項は、附則第2条第3項と同旨の規定である。すなわち、国と国以外の者との共有に係る商標権の登録料（第40条。なお、第41条の2による分割納付、第65条の7による防護標章の登録料も含む。）の取扱いについては、改正法の施行前に納付し、又は納付すべきであった登録料の取扱いについては従前のとおり納付すべき旨を規定したものである。

3. 他法律の一部改正

(1) 昭和60年旧特許法の一部改正

(昭和六十年旧特許法の一部改正)

第九条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法（以下「昭和六十年旧特許法」という。）の一部を次のように改正する。

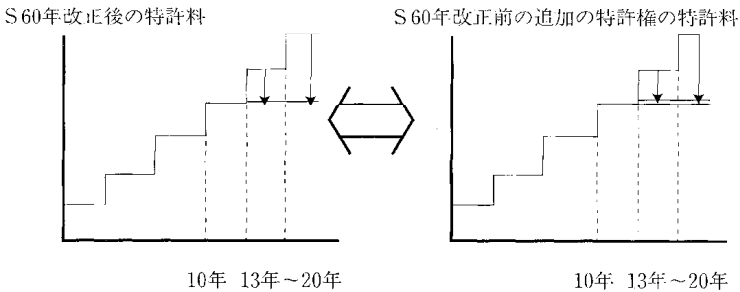
第一百七十七条第一項の表第十年から第十三年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十二年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

本条は、昭和60年の特許法改正において廃止された「追加の特許権」に係る特許料についての改正を行うものである（第6章参照）。

今回の改正では、特許法第107条第1項の表につき、新たに第10年日以降の特許料金を平準化する改正を行っている。

本条は、特許法第107条第1項の改正と同様の趣旨に基づき、「追加の特許権」に係る特許料についても第10年日以降を平準化するものである（図9参照）。

図9 特許料の引き下げの概要



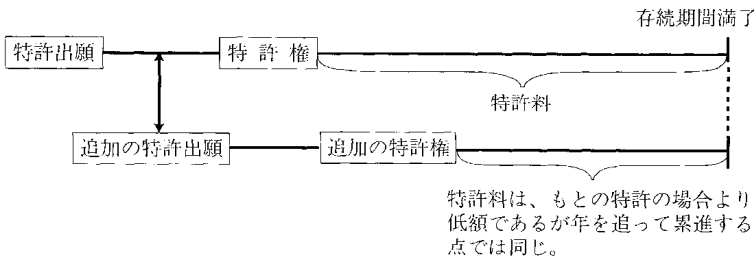
(参考) 独立の特許権と追加の特許権

昭和60年に改正される前の特許法においては、特許された発明と一定の関係を有する発明について追加の特許出願をし、追加の特許を受けることができた（第31条）。この場合の「追加の特許権」は、もとの特許権とは独立して権利行使をすることができるものであるが、その存続期間は、もとの特許権の存続期間が満了すれば、消滅することとされていた（第74条）。追加の特許権に係る特許料については、旧特許法第107条に規定されていたが、もとの特許料に比べて低額（一発明の場合は半額）とされていた（図10参照）。

この追加の特許出願制度は、利用件数が少なく、また、他に代替する制度（国内優先権制度：特許法第41条）が設けられたこともあり、昭和60年の一部改正により廃止されたが、その際の附則第2条の規定により昭和60年に改正される前の特許法はなおその効力を有するものとされている。

追加の特許権に係る特許料については、その後、昭和62年改正法附則第7条により料金改訂がなされ、同法附則第10条で存続期間の延長に対応するため第20年までの特許料に改正された。さらに、平成5年改正法附則第7条により料金の改訂が、平成6年改正法附則第15条により存続期間の延長に対応するため第25年までの特許料に改正されてきている。

図10 追加の特許権に係る特許料の仕組み



(2) 昭和60年旧特許法の一部改正に伴う経過措置

(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第七十条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十年旧特許法第七十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、前条の規定による昭和60年の特許法改正において廃止された「追加の特許権」に係る特許料についての改正に伴う経過措置を規定したものであり、附則第2条第2項と同旨の規定である。

すなわち、前条において、「追加の特許権に係る特許料」についても後年次負担の引き下げを目的とした改正が行われた（旧特許法第107条第1項の表）。この結果、改正法の施行前に追加の特許権に係る特許料を追納すべきものについても、その納付をあえて施行後まで引き延ばすことによって、改正後の（引き下げられた）追加の特許権に係る特許料を基準として追納できることとなると、施行前に納付をした者との間で公平を失する。

このため、施行前に既に納付した「追加の特許権」に係る特許料については、改正法の施行後にこれを返納することとはせず、また、施行前に納付すべきであった「追加の特許権」に係る特許料であって施行後にその特許料を追納すべきものについては、従前の例により、改正前の追加の特許権に係る旧特許料を基準に納付すべき旨を規定したものである。

(3) 昭和62年改正法の一部改正

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第十一条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)

の一部を次のように改正する。

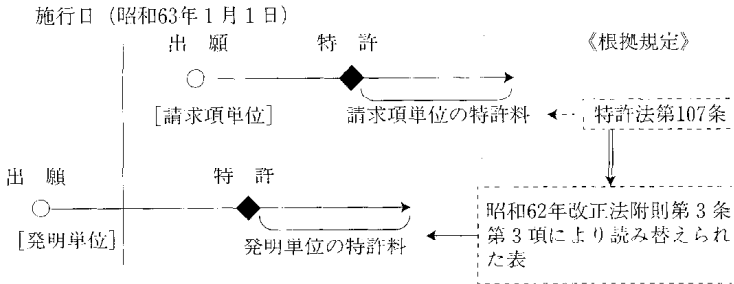
附則第三条第三項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

本条は、昭和62年改正法の施行前に出願された「発明単位」の特許権に係る特許料についての改正を行うものであり、附則第9条と同旨の規定である（第6章参照）。

特許料の計算単位については、昭和62年の特許法改正により「発明単位」から「請求項単位」に切り替わっている。一方、現在では「請求項単位」の料金体系（特許法第107条）と同時に、昭和62年改正法の施行前に出願された「発明単位」の特許権に係る特許料については第107条第1項の表の適用する際に必要な読替えを行うことにより（昭和62年改正法附則第3条第3項）、「発明単位」の料金体系との2本立てとなっている（図11参照）。

そのため、本条では、特許法第107条第1項の改正と同様の趣旨に基づき、昭和62年改正法の施行前に出願された「発明単位」の特許料についても、特許料の第10年目以降を平準化するために、「発明単位」の特許料について規定する昭和62年改正法附則第3条第3項の表について改正を行うとともに、読替えの趣旨を明確にするために「新特許法」を「特許法」と改めたものである。この改正により、「現行の特許法第107条第1項」を読み替えることとなる。

図11 昭和62年法附則第3条における読み替えの仕組み



(4) 昭和62年改正法の一部改正に伴う経過措置

（昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十二年改正法」という。）附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の特許法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、前条の規定による昭和62年改正法施行前に出願された「発明単位」による特許権の特許料についての改正に伴う経過措置を規定したものであり、附則第2条第2項及び第10条と同旨の規定である。

すなわち、前条において、昭和62年改正法の施行前に出願された「発明単位」による特許権に係る特許料についても第10年月以降の負担の引き下げを目的とした改正が行われた（昭和62年改正法附則第3条第3項の表）。この結果、改正法の施行前に発明単位の特許権に係る特許料を追納すべきものについても、そ

の納付をあえて施行後まで引き延ばすことによって、改正後の（引き下げられた）発明単位の特許権に係る特許料を基準として追納できることとなると、改正前に納付をした者との間で公平を失する。

このため、施行前に既に納付した「発明単位」の特許権に係る特許料については、改正法の施行後にこれを返納することとはせず、また、施行前に納付すべきであった「発明単位」の特許権に係る特許料であって施行後にその特許料を追納すべきものについては、従前の例により、改正前の追加の特許権に係る旧特許料を基準に納付すべき旨を規定したものである。

(5) 平成5年改正法の一部改正

(平成五年改正法の一部改正)

第十三条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は」を「特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号。以下「平成十年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により」を「前項の規定により」に改め、同項の表第四十一条の項中「第百三十一条から第百三十三条まで」を「第百三十二条、第百三十三条」に改め、「第百六十六条から第百七十条まで」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第一条の規定による改正後の特許法第百三十一条」を加え、同表中

第五十六条第一項
及び第二項

三十万円

三百万円

を

第五十六条第一項及び第二項	三十万円	三百万円	に、
第五十六条第三項	前二項	前項	
第六十条	五万円	五十万円	を
第六十条	五万円	五十万円	
第六十一条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項、第五十七条又は第五十八条 各本条の罰金刑	」

に改める。

平成5年の実用新案法改正においては、審査登録制度から無審査登録制度に基本構造が変更される等の改正が行われたが、同改正前の出願に係る出願・審判・権利等については、改正前の旧実用新案法が「なおその効力を有する」ものとされている（平成5年改正法附則第4条第1項）。

本条は、今回の実用新案法等において改正された、イ）無効審判における請求理由の補正の制限、ロ）侵害罪の非親告罪化及び法人重課の導入について、平成5年の実用新案法の改正においてなおその効力を有するものとされている旧実用新案法においても、同様の改正を行うものである。